

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜田港国際定期コンテナ航路（以下「定期航路」という。）を利用して輸出入を行う者に対して補助金を交付することにより、定期航路の安定的な運営と利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) F C L コンテナを1個単位で占有する貨物をいう。
- (2) T E U コンテナの個数を20フィート・コンテナに換算した個数をいう。
- (3) リーフアーコンテナ 断熱材を使ったコンテナの端壁部分に冷凍・冷蔵機を内蔵し、貨物の温度を一定に保つことができる貨物用コンテナ、または、断熱材を使った冷凍コンテナをいう。
- (4) 年 度 事業年度である4月1日から翌年3月31日までを指す。

(補助金額等)

第3条 補助対象者は、別表第1欄及び次の要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有し、継続的に事業活動を行う者。
- (2) 船社が発行する船荷証券において、輸出の場合は荷送人として、輸入の場合は荷受人として記載されている者。ただし、商社等との契約により荷送人や荷受人として記載されていない場合は、実質上の荷主であることが確認できる者とする。
- (3) 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」について、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとすること。
- (4) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業でないこと。

2 補助金額は、別表第2欄に掲げる額とし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別表第4欄に掲げる日までに浜田港振興会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 別表第5欄に掲げる書類
- (2) 船荷証券（写し）
- (3) 輸出入当事者と申請者が異なる場合にあつては、輸出入当事者と申請者との取引関係を明らかにする書類（注文書、配送指示書等）
- (4) その他、会長が必要とする書類

(交付決定)

第5条 会長は、前条の交付申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田港国際定期コンテナ航路利用促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第6条 会長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の

交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年8月20日から施行し、単年度の輸出コンテナ本数合計が50TEU以上あった者に係る補助規定は、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この施行による改正後の規定は、この施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の航路新規利用支援申請に係る補助金で初回利用日より1年間を経過していない者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この施行による改正後の規定は、この施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の補助対象者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

第1 補助対象者	第2 補助金額	第3 限度額	第4 提出期限	第5 添付書類										
(1) 航路新規利用支援 浜田港の国際コンテナ航路を初めて利用し輸出入を行った者又は、浜田港トライアル輸出入支援事業補助金を利用した者（ただし、初回利用日（浜田港トライアル輸出入支援事業補助金を利用した者にあつては、その補助対象となった利用以降の初回利用日）から1年間。）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>輸出入国</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>1万円/TEU</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>2万円/TEU</td> </tr> <tr> <td>中距離地域</td> <td>3万円/TEU</td> </tr> <tr> <td>長距離地域</td> <td>5万円/TEU</td> </tr> </tbody> </table>	輸出入国	補助金額	韓国	1万円/TEU	中国	2万円/TEU	中距離地域	3万円/TEU	長距離地域	5万円/TEU	100万円	【上期】 10月10日まで 【下期】 翌年度の4月10日まで	様式第3号
	輸出入国	補助金額												
韓国	1万円/TEU													
中国	2万円/TEU													
中距離地域	3万円/TEU													
長距離地域	5万円/TEU													
石見地域外の者への加算 1TEUにつき1万円	50万円													
(2) 輸出入促進支援 浜田港の国際コンテナ航路を利用し輸出入を行った者	50TEU以上 1TEUにつき1万円	50万円	翌年度の4月10日まで	様式第4号										
	100TEU以上 ア 200TEUまで 1TEUにつき1万円 イ 200TEU超 1TEUにつき2,500円	200万円 25万円												
	1年度中に300TEU以上の輸出入を行う計画があり、事前協議が整った者	300TEU以上 ア 300TEU到達 300万円 イ 300TEU超 1TEUにつき2,500円			475万円									
	中距離地域以上の利用者への加算 300TEU超より、1TEUにつき2,500円	75万円												
	1年度中に1,000TEU以上の輸出入を行う計画があり、事前協議が整った者	400TEU以上 ア 400TEU到達 400万円 イ 400TEU超 1TEUにつき2,500円			800万円									
	中距離地域以上の利用者への加算 400TEU超より、1TEUにつき2,500円	75万円												
(3) リーファーコンテナ貨物奨励 浜田港の国際コンテナ航路を利用し、リーファーコンテナ貨物の積み降ろしを行った者	1TEUにつき2万円	200万円	【上期】 10月10日まで 【下期】 翌年度の4月10日まで	様式第4号										
(4) 畜産業輸入貨物支援 浜田港の国際コンテナ航路を利用し、畜産事業者への飼料貨物の輸入了を行った者	輸入国先：アメリカ、カナダ、オーストラリア 40,000円/TEU	300万円	翌年度の4月10日まで	様式第4号										
	輸入国先：中国 5,000円/TEU	200万円												
(5) 特認事業 浜田港のコンテナ航路のベースカーゴとなる貨物を開発・検証するため、その他会長が特に必要と認める者	予算の範囲内で、別に定める。		別に定める	様式第4号										

- 1 FCL貨物を補助対象とする。
- 2 この表において、「上期」とは4月から9月、「下期」とは10月から3月までの利用を指す。
- 3 当会が支給する他の補助金の補助対象となっている貨物は、原則補助対象から除くものとし、次に掲げるものは併給を認める。
 - ア この表における(1)は、この表における(3)の併給を認める。
 - イ この表における(2)は、この表における(3)及び(4)、並びに浜田港国際定期航路安定化推進事業補助金の併給を認める。
 - ウ この表における(3)は、この表における(1)及び(2)、並びに浜田港国際定期航路安定化推進事業補助金の併給を認める。
 - エ この表における(5)は、別に定めるとおりとする。
- 4 この表において、韓国や中国を除いた東京から概ね5,000kmの距離内を「中距離地域」とし、それを超える距離を「長距離地域」とする。なお、個別は別途定める。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間及び完了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。